

令和7年度現況届FAQ

Q1 現況届とはなんですか？

A1 子ども・子育て支援新制度では、保育施設等を利用している方を対象に、1年に1度、世帯状況に変更がないか、保育を必要とする事由に該当しているか等を確認する必要があると定めています。そのため、保護者に現況届と「保育が必要なことの証明書」の提出をお願いしますものです。

Q2 現況届を提出する必要がある対象者は？

A2 市内在住で、令和7年5月1日時点で保育施設等を利用しており、2・3号認定を受けている方が対象です。（令和7年6月以降に退園する届出があった方を除きます。）

※市外の保育施設等を利用されている方および1号認定を受けている方は対象外です。ただし、幼稚園および認定こども園（幼稚園部分）を利用している方のうち、預かり保育の補助を受けている（新2・3号認定）場合は別途、現況届の提出が必要です。

Q3 就労証明書等を市へ提出したばかりですが、もう一度提出する必要はありますか？

A3 証明日が令和7年4月1日以降の就労証明書等を提出された方は、提出不要です。（既に提出いただいた証明書の内容から状況に変更があった場合は、証明日が令和7年4月1日以降のものであっても、再度提出が必要になります。）

例）母は復職等により、令和7年4月1日以降を証明日とする就労証明書を提出しているが、父は証明日が令和7年4月以降の証明書を提出していない場合。

→母の就労証明書は不要。父の就労証明書等については提出が必要です。

Q4 兄弟姉妹、全員分の就労証明書が必要ですか？

A4 **ご家族で原本1枚**を提出してください。

保育施設に在園している兄弟姉妹がいる場合は、人数分のコピーをとり、それぞれ提出をお願いいたします。（「令和7年度保育所入所児童現況届」はお子様一人につき一枚必要です。）

Q 5 65歳未満の祖父母と同居しています。祖父母の「保育が必要なことの証明書」の提出も必要ですか？

A 5 現況届では、祖父母の「保育が必要なことの証明書」を提出する必要はありません。

Q 6 現況届受付期間中に、妊娠・出産、育児休業の取得、勤務状況の変更等で認定内容の変更がある場合はどうしたら良いですか？

A 6 変更がある場合は現況届の提出期日を待たず、速やかに保育園または保育課へ必要書類をご提出ください。

現況届で提出する「保育が必要なことの証明書」についてはそのコピーを添付してください。

また、現況届提出期間中に転職を予定されている方は、転職先の就労証明書（転職日以降に発行されたもの）をご提出ください。（退職予定の会社の証明書は不要です。）

なお、転職先の就労証明書等の作成が期日に間に合わない場合には、支給認定変更申請書のみ先にご提出いただき、不足書類は後日提出してください。

Q 7 7月末に退所する予定ですが、現況届の提出は必要ですか？

A 7 7月末に退所する場合は、現況届の提出は必要ありませんが、保育園または保育課まで「保育の実施解除申出書」の提出をお願いいたします。

Q 8 令和8年4月に転園・兄弟姉妹の入所申請を考えています。今回の現況届で提出した就労証明書等は選考に利用してもらえますか？

A 8 **利用できません。**証明書の有効期限は、3か月以内のものであるためです。新しく取得した証明書の提出がない場合は選考で不利になる可能性があります。

また、65歳未満の祖父母と同居している場合、**入所選考には祖父母の「保育が必要なことの証明書」が必要**となりますのでご注意ください。

提出書類は市ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。
保育課「保育施設等に係る様式ダウンロード」

【<https://www.city.ageo.lg.jp/page/yousiki-download.html#3>】

(3、認可保育施設在園における現況届をご覧ください。)



【お問い合わせ先】

上尾市 こども未来部 保育課 入所担当

☎ 048-775-5121 (直通)

